

広島県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和二年二月十三日までの間、縦覧に供する。

令和二年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

焼山吉浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市焼山町字鍋土二〇七三番二地先から 呉市焼山町字鍋土二〇七三番二地先まで	八・〇〇 一六・七〇	七・八〇 一二・〇〇		二三・三〇	拡幅